

簡易評価型プロポーザル方式による業務の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務を実施するので、次のとおり公告します。

令和8年6月8日

長岡市長 磯田 達伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、広域連携移住定住セミナーの企画・運営について参加希望者に提案を求め、その内容を評価し、最も優れた提案をした者と随意契約の締結交渉をするものです。

2 業務内容

- (1) 業務名 広域連携移住定住セミナー企画・運營業務
- (2) 業務内容 本業務は、別に定める業務仕様書のとおりとする。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) この公告の日から本業務委託契約締結の日までに、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画の認可の決定が公告日以前になされている場合は、この限りではない。
- (5) 参加者（個人である場合はその者）又は参加者の役員等（支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が、本市の暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に批難されるべき関係を有するものでないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(7) 業務の実施に際して、十分な協議を行える体制を整えていること。

4 簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書の提出について

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類 簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書
- (2) 提出期限 令和8年6月22日（月）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達確認ができるものに限ります。提出期限必着）
- (4) 提出先 長岡市地方創生推進部政策企画課定住促進室
〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10
電話：0258-39-6300
- (5) その他 参加資格要件を確認するため、「誓約書」、「業務実績確認書」、「会社概要」も合わせて提出してください。

5 質問書の受付及び回答について

4により参加表明書兼誓約書を提出した者は、次のとおり質問することができます。

- (1) 提出書類 簡易評価型プロポーザルに関する質問書
- (2) 提出期限 令和8年6月22日（月）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メール：na-ijuteiju@city.nagaoka.lg.jp
※着信したことを必ず確認してください。
- (4) 提出先 4に同じ
- (5) その他 提出された質問に対しては、令和8年6月29日（月）午後5時までに、参加表明書兼誓約書を提出した者全員に質問者名を伏した形式で電子メールにより回答します。

6 提案書の提出について

4により参加表明書兼誓約書を提出した者は、次のとおり提案書を提出してください。

- (1) 提出期限 令和8年7月6日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（配達確認ができるものに限ります。提出期限必着）
- (3) 提出先 4に同じ
- (4) その他 詳細は簡易評価型プロポーザル実施要領のとおりです。

7 選考方法

本市職員で組織する選定委員会において、次の全ての要件に該当する者の中から、提案書の内容及び見積金額により総合的に選考し、優先交渉権者を決定します。

- (1) 提案書の記述が、本市の要求を満たしており、契約期間中において広域連携移住定住セミナーの企画・運営が可能であること。
- (2) 見積金額が、提案上限金額を超えていないこと。
- (3) 本市の意向に合致しており、今後連携して業務の実施が可能であると見込まれること。

8 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員へ通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内（日曜日及び土曜日を除く。）にその理由の説明を書面で求めることができます。

9 留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するための一切の経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は返却せず本市の所有とし、組織内で複製した上で業務に使用する場合があります。
- (3) 本市から提示した本プロポーザルに関する資料を、本業務企画提案以外の目的で使用することを禁止します。
- (4) 審査等に対する疑義等の申立ては、受け付けません。
- (5) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任を負いません。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、本市における指名停止処分を講じる場合があります。